

# アジア太平洋戦争下 犬、猫の毛皮供出 献納運動の経緯と実態—史実と科学鑑定

西田 秀子

★★

**■要旨■** アジア太平洋戦争下の昭和19年(1944)秋、軍需毛皮の兎が不足したことから、軍需省・厚生省が飼い犬の毛皮供出献納を都道府県知事あてに通牒し運動が全国に展開した。ところが、北海道では早くも18年に犬毛皮の供出が始まり、19年には海軍の要請により飼い猫が加わった。運動と実施の主体は北海道庁と札幌市及び大政翼賛会北海道支部と札幌支部であり、実際の業務は国策会社の北海道興農公社が全道にまたがり行うという、官民一体となった運動であった。背景には国民を戦争協力体制へ導く教化運動があり、日中戦争(1937年)を契機に開始した国民精神総動員運動が翌年1938年の国家総動員運動へ、さらに1940年の国民統合組織の大政翼賛会運動へ発展・継続した。物資不足の代替に供出対象が飼い犬・飼い猫という身近な愛玩動物へエスカレートした。社会全体を上意下達の全体主義が覆い、行政の末端の町内会までに草の根の軍国主義が及んだ一つの現象であった。

本稿では次のことを明らかにした。

- ・国立公文書館にも所蔵が未確認で、新聞記事でしか確認されていなかった通称の「犬、猫毛皮供出献納運動」の公式名称は、『鳥取県公報』により「軍需省厚生省通牒 犬原皮増産確保、並狂犬病根絶対策要綱」によって全国で実施されていた。
- ・北海道庁はじめ、実施した県下市町村では畜犬の各戸全数調査を行い、供出割当が通達されたうえで実施に移行。その統計調査は行政の末端組織である町内会の隣保班(隣組)が担った。
- ・70数年前前に将兵が着用していた戦争遺品の防寒外套3着、防寒靴3足について北海道内の3博物館・資料館の提供をいただき、専門家に依頼して毛皮の動物を同定(鑑定)検査し、明らかにした。その際、当時の陸軍被服廠の「仕様書」と照合し史料と科学同定(鑑定)とを比較対照することで真実が半明した。

★★

## はじめに

本テーマの「犬の毛皮供出献納運動」は、アジア太平洋戦争末期の昭和19年(1944)秋から20年5月ころまでにかけて、軍需省と厚生省主導により実施された全国展開の国民運動である。公式名称を「野畜犬毛皮供出促進運動」(北海道)や「犬原皮増産運動」(鳥取県)という。畜犬とは飼い犬のことである。

運動の趣旨は、生産量が減少した軍用兎の代わりに、畜犬(飼い犬)の供出買上や献納、また野犬の掃蕩によって集めた犬の毛皮を、兵士の防寒着や航空服・航空帽の材料にしようというものである。

目的には、単に毛皮の収集以外にも空襲時に備えて野犬を駆除し狂犬病の予防対策とすることを名目に掲げている。あるいは「犬の突撃攻撃隊で立派な忠犬にしてやろう」(八王子市)、「ワン公もお国のために奉公を！」(北海道)と、人間同様に動物も戦時動員要員と位置付けた地域など、市民向けの宣伝標語は地域により様々である。

ところが札幌では早くも、昭和18年4月に野犬や飼い犬の献納運動が始まり、19年には海軍の要請により飼い猫が追加されて供出、献納の対象とされた。昭和19年12月には北海道庁により全道市町村の全頭数調査が実施された結果、供出割当数が確定し、『北海道庁公報』により全道市町村に通達された。

なぜ北海道は全国に先駆けて、犬、猫の毛皮献納運動が強力に実施されたのだろうか。その推進力は何だったのか。これまで、本テーマに関しての先行研究<sup>①</sup>は少なく、児童書に井上こみち『犬やねこが消えた 戦争で命をうばわれた動物たちの物語』<sup>②</sup>がある。私は井上氏の調査時(2007年)に新札幌市史編集員職にあり、北海道内の「犬、猫の毛皮供出献納運動」に関する公的資料の提供や、当時の証言者の方々の紹介など協力してきた経緯がある。しかし同書は子供向け物語として書かれた性格上、史実としての十分な記述内容に及んでいない。

そこで本稿では、新たに調査した次の事柄を詳述し考察する。

① 『北海道庁公報』や当時の新聞記事などにより日中戦争以降、アジア太平洋戦争と戦局悪化に並行しながら次第に発展、強化されていく「犬、猫の毛皮供出献納運動」が、強制力を持って全体主義のなかで北海道民に浸透して

いく経緯を記す。要因として挙げるのは、運動の背景や北海道庁、大政翼賛会や国策会社・興農公社などの運動実施主体、新聞など運動媒体などのシステムと北海道地域の具体的実情などについてである。

- ②運動の結果については、全国で実施された「畜犬供出運動の全国の実施事例 昭和18年(1944)～20年(1945)」を不十分ながらも一覧表で示す。
- ③また、ほとんど知られていない、当時の防寒軍靴や防寒外套の原料毛皮の調達や製造仕様などを、アジア歴史資料センターが公開している陸軍被服廠史料や軍資料(防衛研究所蔵)によって紹介する。
- ④さらに、供出献納運動により収集された毛皮が実際に役に立ったのか否かを知るためにも、戦争遺品の軍防寒品にどんな動物の毛が使用されていたかの同定(鑑定)検査を専門家に依頼した。その分析結果を紹介する。提供していただいた貴重な同定試料は、道内の三博物館、芦別市・星の降る里百年記念館、江別市・江別市郷土資料館、北海道立北海道博物館のご協力を得ることができた。三館に所蔵されている70数年前に兵士が履いていた軍靴と着用していた防寒外套(コート)である。

同定検査は、元北大教授・近藤敬治氏、イカリ消毒株式会社技術研究所・邑井良守氏にお願いし、酪農学園大学野生動物医学センター教授浅川満彦氏には助言をいただいた。

-注-

- (1) 今川勲『犬の現代史』現代書館、1996、p123～「狂犬病多発と畜犬献納運動」が事例、証言とともに書かれている。
- (2) 井上こみち『犬やねこが消えた 戦争で命をうばわれた動物たちの物語』学研、2008年。

## 第1章 戦争へ向けて総動員体制

### 1-1 日中戦争と札幌の街

昭和11年(1936)秋、札幌は、石狩地方を中心に行われた陸軍特別大演習と天皇行幸でわきたった。その年の東京では、陸軍の一部将校たちが首相官邸や要人の私邸を襲撃した、いわゆる2・26事件が起き、その後広田内閣は南方海洋への進出を根本国策と定め、外務、大蔵、陸軍、海軍の四省間で対中国方針を取り決めていた。かたや中国は、内戦を中止し抗日民族統一戦線を結成し、対日方針を硬化させるなか、昭和12年7月7日夜、日中両軍が北平(現北京市)の西郊盧溝橋で武力衝突を起こし、日中戦争が始まった。

12年の初夏の札幌は、オリンピック祝賀ムードにあふれていた。3年後の15年(1940)に開催予定の冬季オリンピックの開催地に選ばれていたことによる。このため6月19日の昼間は市内小・中等学校の児童生徒8,000人が旗行列で祝い、夜は男子中学生や青年団員、一般市民1万3000人が提灯行列をなし、「オリンピック祝歌」を高らかに歌い、中島公園から北大まで万歳三唱を唱えながら行進した<sup>(1)</sup>。街じゅうが歓喜の一時を味わった。

だが、そのような市民社会もいっきよに戦時色が深まっていく。

### 1-2 第七師団の「満州」・中国派遣

道内では12年7月27日、本道最初の兵士の臨時召集を行い45の小部隊を編成し華北を中心に派遣する。大部分は在郷の予備・後備役兵(兵士としては高齢の27歳以上)が占め、人数は8,000人から1万人であった。

翌13年に第七師団に動員下令があり、2月17日満州派遣が下達され隊を編成した。2月から3月1日にわたり、室蘭から乗船し8,067人が出征した。3月4日北鮮羅津港に着き、主力がチチハル、黒竜江省ノンコウなどに到着、東京第一師団と警備を交替し、以後北満第一線の警備にあたることになった<sup>(2)</sup>。写真1-1は、毛皮の防寒帽をかぶり、白布に覆われた銃を肩に室蘭港へ向かう第七師団兵の出征兵士の列と沿道で小旗を振り見送る人々。その後、長期化する日中戦争と続く昭和16年(1941)12月8日の対米英蘭への宣戦布告によるアジア・太平洋戦争、そして20年8月15日の終戦までの約8年余り、戦時生活が続くことになる。



写真1-1 昭和13年1月 第七師団、室蘭港から満洲へ出陣。

室蘭地方史研究会「写真集 明治大正昭和 室蘭」より転載。

### 1—3 国民精神総動員運動と『北海道庁公報』の役割

1-3-1 国民精神運動の開始 日中戦争が勃発するとただちに政府は国民の積極的な戦争協力と国家への忠誠を求め、国民精神総動員運動を展開した。第一次近衛文麿内閣は10月12日に国民精神総動員中央連盟を発足させ「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」の精神を鼓舞することによって戦争目的に対する精神的統一をはかり、非常時財政にたいしての協力を求めた。そのため「北海道庁では10月に官民合同の国民精神総動員北海道委員会を設け、市町村、部落、各種団体にも実行計画の樹立が要請された。実践事項は①社会風潮の一新、②銃後の後援強化、③非常時経済政策への協力、④資源の愛護の4項目であった。とくに本道では屯田兵魂を基本とする道民精神を昂揚し、物心両面における総動員体制を完成させること」<sup>(3)</sup>が求められた。

さらに昭和15年4月には総力戦態勢を強化させ、物心両面の挙国実践運動を図るため、新たに米内光政内閣総理大臣を中央本部会長に、地方知事を会長の道府県運動本部、市町村にも一貫した組織を整備し、併せて全国的な組織をもつ団体を援助助成し活動を促進するという、官民一体となった「上意下達、下情上通」を旨に組織改正を行った。標語(スローガン)も生活や経済の節約などを指示し、行政と一致する内容を掲げた。

1-3-2 『北海道庁公報』の効果 そこで、本論文末に掲載した【資料1】「国民精神総動員運動・大政翼賛運動を推進公報した『北海道庁公報』」50点をここに紹介したい。

北海道庁は政府から総動員運動の標語を受けると早速、昭和12年10月13日『北海道庁公報』<sup>(4)</sup>第1422号に、「挙国一致 尽忠報国 堅忍持久」の表紙イラストを掲載して運動を開始した(写真1-2『北海道庁公報』第1422号表紙)。道民から表紙イラストと標語を募集・掲載し始めて、昭和19年4月1日第3355号の「大東亜戦争完遂 戦時官吏服務令遵奉 服務令要旨」で終了する。7年半もの長期間にわたり掲載を続けた。その間発行された1934冊は、次に掲げた一覧のように昭和15年10月の大政翼賛会発足と翼賛運動の公報へと引き継がれた。内容も精神の動員・物資の動員、報恩感謝、大和協力、聖戦へ一億体当たり、臣道実践、翼賛選挙の宣伝、設置だ保育所！乳幼児は保育所に一家で増産、と次第に道民を教化し戦争協力へ導く緊迫度が増していく。



写真1-2 『北海道庁公報』  
1422号表紙

太平洋戦争期、米軍による空襲が近づく情勢になると、『太平洋戦線のもっとも重要な作戦は日本自身の空の上に展開されるであらう』とルーズヴェルトがわめいている待つあるを待むわれらに何の威嚇となるだらう われらの水と砂と蕨と闘魂とで 見事に一泡ふかしてやらう」とある。焼夷弾に対しては、「闘魂さえあれば、水と砂と蕨をかぶせて火を消す」ことができるなど、知識と豊富な情報が得られる現在ではおおよそ信じがたいことだが、これも報道管制によって自由に情報を得られない閉塞した環境のなか、繰り返し流されるこのような標語を目や耳にすると、大半の道民は固く信じて防空訓練に励んでいたのが事実である。以下は標語のみを一覧にしたもので、緊迫した状況と変遷が読みとれるものとなっている。なお本稿のテーマに関係する標語は太字個所を参照されたい(詳細は後述)。

(開始)第1422号 昭和12年10月13日 挙国一致 尽忠報国 堅忍持久／貯蓄報国 貯蓄は身の為国の為／国民精神総動員 銃後後援強化週間 互に結ぶ銃後と戦線 斯くて栄ある東亜の建設／途は遠し堅忍持久 心せよ長期建設 奮へ励めよ銃後奉公／皇軍勇士慰問の日 国を護った傷兵まもれ！ 励ませいたはれ傷病勇士／こころの動員 物の動員 精神の緊張 物資の尊重／日本精神発揚週間 仁恕の化 敬忠の俗 惟神の大道 万民輔翼 八紘を掩ひ 東亜咸寧／聖戦へ民一億の体当り 国民生活要綱 早起励行 報恩感謝 大和協力 勤労奉公 時間厳守 節約貯蓄 心身鍛錬／銃後後援強化週間 国を護った傷兵まもれ 感謝で護れ勇士の遺族 護れ興亜の兵の家／節約貯蓄／報恩感謝／心身鍛錬／勤労奉公／国民生活要綱 早起励行 報恩感謝 大和協力 勤労奉公 時間厳守 節約貯蓄 心身鍛錬／報恩感謝／大和協力／時間厳守／節約貯蓄／心身鍛錬／早起励行／時間厳守／昭和16年3月19日 大政翼賛 臣道実践／機密厳守は我等の務 赤心防諜祖国のまもり／翼賛選挙 四月三十日 大東亜 築く力だ この一票／四月三十日選べ適材 貫け聖戦／二百三十億貯蓄強調週間 進む戦果に記念の貯蓄／健民運動心身鍛錬 こそって早起き そろって体操／健民運動心身鍛錬 一億が共に鍛えよ このからだ／第三回航空日 空だ翼だ若人だ／大東亜戦争一周年 さあ二年目も勝ち抜くぞ／大東亜戦争完遂 すべてを戦争へ／大東亜戦争完遂 撃ちてし止まむ／国民徴用援護強化運動 徴用戦士護ってつらぬく生産戦／国民徴用援護強化運動 隣組今日も援護に総だすき

『太平洋戦線のもっとも重要な作戦は日本自身の空の上に展開されるであらう』とルーズヴェルトがわめいている 待つあるを待むわれらに何の威嚇となるだらう われらの水と砂と薙と闘魂とで 見事に一泡ふかしてやらう／健民運動 戦力の増強は人口の増殖にあり 人口の増殖は健民施策の強化に在り／**家畜毛獻毛運動 健馬献毛 二つの誇／家畜毛獻毛運動 脱毛を擽げて折れ兵の幸／軍需羊毛 全量供出促進運動 羊毛で祖国を護る兵護れ**／戦時国民防諜強化運動週間 機密を護れ 謀略にかかるな 宣伝に乗るな／勝つのだ!! 兵器弾薬の製造に白金をお国へ 白金と金の大動員／第五回経済防犯強調週間 消える闇から明け行く東亜／飛行機献納 決戦だ 北だ 南だ 飛行機だ／**軍用兎供出促進運動 航空戦に軍用兎を 航空戦に勝ち抜く為の軍用兎 誓って出さう さあ今だ!**／大東亜戦争第二周年 決戦生産! 決戦生活! 決戦貯蓄! 挙って驀進だ!／大東亜戦争第二周年 今だ! 前線につづけ 決戦生産! 決戦生活!／決戦貯蓄! 挙って驀進だ!／大東亜戦争完遂 戦時官吏服務令遵奉 服務令要旨 一責任遂行 二決戦執務 三陣頭指揮 四命令恪遵 五懇切丁寧 六品位保持 七言動慎重／**野畜犬供出促進運動 野畜犬進んで奉公 さあ! 今だ!**／決戦生産・決戦増産 設置だ! 保育所乳幼児は保育所へ 一家揃って増産へ／第3355号 **昭和19年4月1日** 大東亜戦争完遂 戦時官吏服務令遵奉 服務令要旨 一責任遂行 二決戦執務 三陣頭指揮 四命令恪遵 五懇切丁寧 六品位保持 七言動慎重 (最終) **以上選択50点**

昭和50年(1975)年に刊行された『新北海道史 第五巻通説四』も、国民精神総動員運動について次のように分析評価している。日中戦争は「戦争目的そのものが不明確であり、この精神運動もまた単に目標を羅列した感があって迫力を欠いたが、国民生活を規制する戦時行政の方向はおおむねここに表現されており、事変が長期化されるにしたがってこれらの規制はしだいに道民の日常生活に浸透した」(5)。

#### 1-4 大政翼賛会の発足と全体主義の浸透

1-4-1 札幌市公区制「上意下達」の組織づくり 昭和13年4月、近衛内閣のもとで公布された国家総動員法により戦争に必要なすべての物資の生産、流通から金融、教育、警備などの業務、徴用という人的動員に至るまで、一切を国家が統制運用することとなった。ところが札幌市には、国策を浸透徹底させる公的統一的な地区ごとの組織がなかったため、あるときは火防組合を通じ、ある時は衛生組合を通じて目的外の業務がなされたために不徹底に終わっていた。

そこで三沢寛一札幌市長は、全市域を311に区画して公区を設定し、20ほどの公区が集まって16の聯合公区を組織、これを市役所が掌握統制することによって市政の効率的運営をはかろうとした。その経緯をみると「隣保団結の精神に基づき市民を組織結合して、地方公共の要務に協力せしめ、併せて国民精神総動員の実践下部組織として、本市特有の町内会設置の要に迫られたことにより、市長は14年12月に初めて課長会議に公区聯合設定規定を提示した。数回の議を練ったのち15年4月3日、官幣大社札幌神社において結成奉告を行い、紀元二千六百年事業として創設をみた。

このように、公区の提案から各公区設立まで一貫して三沢市長の積極的主導性がうかがえる。15年現在でわずか1カ月足らずのうちに市内4万2000戸の世帯を1,966班に分け、それを311公区にまとめ16聯合公区に組織し、全体を札幌市役所が掌握した(6)。

1-4-2 大政翼賛会で徹底化 公区が開設されて半年後の15年12月、大政翼賛会が発足したことにより、公区の設置規定を改正した。目的を「大政翼賛会の本義に則り、国家および地方公共の要務に対する協力幫助を鑑み隣保相助共栄の精神に基づき相互の道徳的錬成と文化的経済生活に向上を図る」というもので、札幌市の公区制と何ら内容的には変わらず、内務省の町内会を組織する指示(昭和15年9月11日内務省訓令第17号)を、三沢市長が先取りした形となった。こうして公区組織は取扱い事務を明確にし、庶務(企画、統計調査など)、教化社会(祭典、教育、風紀、貯蓄、労務動員)、経済(配給、節約)、衛生(伝染病予防、体力管理、掃除他)、警防(火災予防、防諜、除雪他)、銃後奉公(軍人送迎、遺家族続援護)の部(係)を設けた。公区制は戦後廃止される昭和22年まで国、札幌市の末端国策協力組織として役割を担っていく(7)。国、道、市役所からの指示が「上意下達」で末端まで下ろされるシステムが整備された。

本稿のテーマである昭和19年12月に北海道庁が実施し市町村に通達した「軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件」の飼い犬飼い猫の頭数把握も、札幌市では公区の隣保班(隣組のこと)が行い、全道の各市町村でも町内会の隣保班が調査しそれを市町村が取りまとめ、北海道庁に報告して集計したことがわかる。最末端の隣保班による近所の飼い犬、飼い猫の戸別調査は、町内の隅々まで監視の眼がゆきわたる全数調査として非常に有効な方法であったといえる。食糧や衣類の配給、軍需工場への動員、丘珠飛行場滑走路の建設工事への公区からの動員割当数などもこの隣保班の統計調査数(データベース)に基づいて行われた。

## 1-5 陸軍札幌被服支廠の開設と役割

**1-5-1 陸軍被服廠の沿革** 被服廠は陸軍所要の被服の調達、製造、補給、貯蔵、分配を行う機関で、被服とは軍服・帽子・靴などをさしている。明治23年(1890)3月に制定公布された陸軍被服条例により東京本所に本廠が設置された。当初は陸軍省会計局に属していたが、明治35年(1902)に陸軍大臣の直属となり、被服の試験研究を始めた。明治36年に大阪支廠、38年に広島派出所が設置され、41年に広島派出所は支廠に昇格した。本廠は大正8年(1919)、東京の本所横網町から現在の東京都北区赤羽に移転している<sup>(8)</sup>。

**1-5-2 陸軍被服廠本廠札幌派出所の設置** 日中戦争の派遣部隊の急増に応じて昭和13年2月14日、被服本廠札幌派出所が札幌旧市役所(明治42年建築の北1条西2丁目の元区役所庁舎)に入り、事務を開始した。設置について札幌市は「時局ノ進展ニ伴ヒ各種軍需衣糧品ノ整備充足ヲ要スルコト 愈其ノ急ヲ加ヘ来タリタル折柄 市民待望ノ陸軍被服支廠ノ設置ニ代ワルヘキ陸軍被服本廠派出所ノ設置ヲ見 二月十四日ヲ以テ(略)」<sup>(9)</sup>と「札幌市事務報告」に記す。本来ならば「市民待望の被服支廠が開設されて当然なのに」その下のレベルの派出所であったと、やや不満も感じられる表現になっている。

**1-5-3 被服廠札幌派出所の役割** 札幌に開設した理由は次のとおりであった。昭和13年1月の「陸軍被服廠派出所ノ名称及位置並ニ其ノ業務ニ関スル件」<sup>(10)</sup>によると、①北海道における裁縫作業の指導ならびに材料および成品の集配、②兎毛皮の調弁および牛皮の処理ならびにその鞣成作業の指導など、となっている。同時期に仙台と善通寺派出所が開設されたが、兎毛皮の調弁と鞣成作業の指導はあっても牛皮の処理と鞣成は含まれておらず、牛皮とは、北海道の酪農業からでる斃死した牛皮の有効利用を企図したものと推定できる。酪連(北海道製酪販売組合連合会)が13年に札幌市宮屠場を買収し、北海道内の老廃牛の屠殺と牛皮革事業に着手すること、この被服廠札幌派出所が牛皮の処理指導を開設理由としていることは、関連がありそうだ。この件は、第2章で詳述したい。「昭和十三年札幌市事務報告」にある「市民待望」は、札幌市が誘致したことの意味を含んでいるようだ。軍部、陸軍省へ通じる官僚と酪農業界、政治との人脈があったのだろうか。

被服廠派出所を第七師団の所在地の旭川ではなく札幌に開設した直截の第一の理由は、軍需工場の帝国製麻株式会社(札幌市北7条)への指導・監督にあった。次の被服本廠長・鈴木熊太郎が陸軍大臣・杉山 元(はじめ)宛てに上申した「陸軍被服廠派出所設置ノ件上申」をみると、「軍需動員実施ニ伴フ業務処理ノ為左記ノ通当派出所設置相成度上申ス」とある。

- 一、帝国製麻株式会社札幌工場ノ管理
- 二、北海道ニ於ケル縫製作業ノ指導並材料、成品ノ集配
- 三、兎毛皮調弁牛原皮ノ処理並鞣度作業ノ指導等

帝国製麻株式会社は、軍需会社として全道の12カ所(昭和12年12月現在)の亜麻工場・製線工場から一手に材料の亜麻繊維を集荷し、飛行機の翼布、天幕(テント)、兵器覆、自動車覆、砲車覆、帆布、軍服などを製造していた<sup>(11)</sup>。また、これまで軍服などの縫製作業は旭川の第七師団に委託していたが、出征して留守師団となったため、出征軍人家族の救済も兼ねること、また都市部の女学校に分担させて軍民あげて成果を出したいと軍の意向を述べている<sup>(12)</sup>。被服廠札幌派出所は翌昭和14年には、札幌出張所に昇格した。14年2月17日付けで、陸軍省副官から「軍需動員ニ伴フ工事ノ件」により、旭川の留守第七師団経理部長宛てに被服本廠札幌出張所が借上げた農業館(中島公園内)の模様替えをして、「支邦事変」(日中戦争)用の裁縫品の裁断作業を実施するために「二千百円」の臨時工事費を支給する旨が通牒された<sup>(13)</sup>。農業館にミシン類の器材を運び軍服などの縫製作業を開始したようだ。宛先が旭川の留守第七師団経理部になっているのは、昭和15年8月に、札幌月寒に開設される北部軍司令部<sup>(14)</sup>の軍司令官が第七師団を隷下に収めるまでは、旭川の師団司令部および師団長がトップの位置にあったことによる。

**1-5-4 札幌陸軍被服支廠に昇格** 昭和18年10月1日、被服廠札幌出張所は札幌陸軍被服支廠に昇格した<sup>(15)</sup>。だが、独自の庁舎を新築できず、18年に北光教会(南大通西1丁目)の会堂と幼稚園を接收し庁舎とした。そのため同教会は札幌教会明星幼稚園舎(北1条東6丁目)に移転し仮会堂にせざるを得なかった(第4章・図札幌市内の主な軍事施設と札幌被服支廠関連施設略図を参照)。



写真1-3 庁立札幌高女(現札幌北高等学校)生徒の軍服縫製奉仕活動(昭和19年3月 北海道新聞社提供)

被服廠札幌支廠の倉庫には大通教会(独立協会)の会堂とカトリック北一条教会の殿堂館も接收され<sup>(16)</sup>、聖公会(北8条)は16年に開設された陸軍需品廠札幌支廠の酒保(酒庫)にと、この時期に市内のキリスト教会は軒並み接收されている。桑園駅の北口一带(現・JR本社ビル付近)には広大な倉庫群を建て、桑園駅から引き込み線で倉庫に物資を詰め込んだ。被服支廠が製作した軍需品には編上靴・防寒靴、袴下(陸軍用語でズボン下のこと)などの軍服類、テント、寝具類、防毒面など。配布品には肩章・徽章なども広範に取り扱っている。

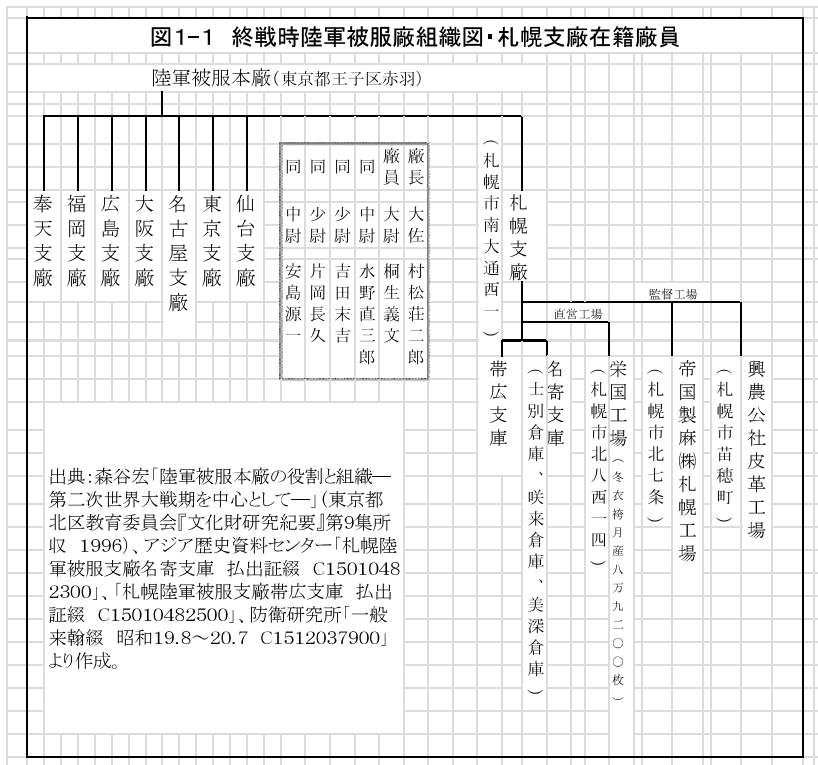
「図1-1 終戦時陸軍被服支廠組織図・札幌支廠在籍廠員」にあるように、東京赤羽の本廠のもとに札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡と「満州」(中国東北部)に奉天支廠がおかれた。札幌支廠は、帝国製麻(株)札幌工場(北7条)を監督

し興農公社皮革工場(札幌市苗穂町)を監督工場にした。興農公社とは、先述した酪連が昭和16年に北海道庁・北海道拓殖銀行・北連の出資により設立した国策会社のことである。栄工場(北8西14)は、19年に空襲に備えて東京本廠の直営工場が疎開してきた工場、冬衣袴を月産8万9200枚の縫製能力をもっていた<sup>(17)</sup>とするが、詳細はよくわかっていない。小林被服工業(株)(北5条)も市内大手の軍需向け裁縫工場として生産していた。

そのほか札幌支廠の元に道内には帯広、名寄に支庫(士別、咲来、美深倉庫)を配置、需品を保管し必要に応じて近隣の部隊に交付していた。配置されていた支庫はほかにもあるようだが、調査不足で把握しきれていない。

-注-

- (1) (6) (7) (16) 札幌市『新札幌市史 第四卷通史四』(1997)。
- (2) (3) (5) 『新北海道史 第五卷通説四』(1975)。
- (4) 『北海道庁公報』について。「地方行政の北海道庁は明治20年(1887)以降、北海タイムスなどの地元新聞社と契約し、新聞に法令(庁令、訓令、告示、告諭、広告)を掲載し道民に知らせていた。明治40年(1907)4月1日には、北海道庁が『北海道庁公報』第1号を刊行し自らが発行し始めた(その後一時期新聞掲載公式となる)。昭和8年(1933)の第246号からは日刊とし、機密を除き通牒も『北海道庁公報』に掲載することで支庁経由にかかる労費や時間を省略し、誌上で直接市長村長宛てに通達などを発した。」(佐々木裕道「北海道における法令公布制度の沿革概要—北海道庁期を中心に—」『北海道立文書館研究紀要』第3号、1988年)。戦後の昭和22年(1947)年5月3日の地方自治法施行以降は、北海道となり『北海道公報』に改題されて現在も継続、刊行されている。
- (8) 森谷宏「陸軍被服本廠の役割と組織—第二次世界大戦期を中心として—」『文化財研究紀要 第9集』東京都北区教育委員会(1996)。
- (9) 「昭和十三年札幌事務報告」札幌市公文書館所蔵。
- (10) (12) 「陸軍被服廠派出所ノ名称及位置並ニ其ノ業務ニ関スル件」、アジア歴史資料センター C01001553600、大日記甲輯昭和13年(防衛省防衛研究所)。
- (11) 帝国製麻株式会社『帝国製麻株式会社三十年史』(1937)。
- (13) 「軍需動員ニ伴フ工場ノ件」、アジア歴史資料センターC04120774900、昭和14年「陸支受大日記 第9号 2/2」(防衛省防衛研究所)。
- (14) 昭和15年8月、陸軍省は全国を北部(札幌)・東部(東京)・中部(大阪)・西部(福岡)に分けて軍司令部を新設し軍司令官を配置した。北部軍司令は官舎が完成する12月に旭川から月寒に移転した。各師団はそれぞれの軍司令部司令官の隷下に入った。
- (15) (17) 森谷宏「陸軍被服本廠年表」『文化財研究紀要 第11集』東京都北区教育委員会1998



## 第2章 戦争の長期化—軍需物資の生産と調達

### 2-1 経済統制と酪連

2-1-1 酪連、皮革事業に進出 日中戦争は酪農業界に軍需移行という大きな変動をもたらした。実施事業団体の中心となったのは酪連である。酪連は酪農家の宇都宮仙太郎らが、大正15年(1926)に「酪農民のことは酪農民の手で」を合言葉に設立した北海道製酪販売組合連合会の略称で、黒沢西蔵会長らが中心となり牛乳・乳製品、食肉加工品の製造販売事業とともに酪農技術や経営などの北海道酪農発展の基礎を作り上げていく。

昭和12年9月、食肉加工事業を開始した酪連は軍の要請に応じて軍用缶詰の肉資源を確保するため、北海道庁・酪連・畜連三者で全道肉牛供出委員会を設け、牛肉缶詰には北海道の年間老廃牛の9割相当の6,000頭をすべて酪連が処理することとした。

同時に酪連は、屠殺処理と剥皮した皮を有効利用する皮革事業にも手を広げた。そのために13年2月、東京以北最も優れた施設の札幌市営屠場(北21条西14丁目)を8万9000円で払い下げ委譲された。その際に一般業者は、酪連が強引ともいえる方法で肉加工と皮革事業に着手したことに対し、自らの営業を脅かすものと猛烈な反対運動を起こし、一時業界が騒然とした。三沢寛一札幌市長と市会の正・副議長らが業者の意を受けて決議した「十カ年年賦金の即時払いと払下げ価格の値上げについて再交渉すべし」との総意をもって酪連黒澤会長と面談した。酪連側は役員会で協議し、結果的に値上げには応じないが即時払いで解決をみた。札幌市の屠場敷地約6,300坪と鉄筋コンクリート建物と設備および従来の従業員も酪連に継続雇用された<sup>(1)</sup>。このほか稚内や中標津、滝川など全道10カ所の屠場も傘下に収めたことで、全道の牛原皮を一手に集荷し鞣革事業に参入し拡大した。払下げ契約書の書面や新聞報道など、表面に現れない軍部と酪連、札幌市の三沢寛一市長、北海道庁の幹部の間で水面下の交渉があったと考えられる。この設備獲得実績によって酪連は、陸軍被服札幌派出所の監督工場となり、牛皮や兔皮の納入ほか、商工省からは道内唯一の原皮の集荷配給団体に指定されることになる。

2-1-2 酪連、原皮集荷配給団体に指定 昭和13年3月、戦時(事変)に際して人的および物的資源を統制、動員、運用するための国家総動員法が公布され5月に施行された。

皮革は軍需品として国の統制下に入った。政府は生産力拡充の目的で<sup>(2)</sup>、昭和13年7月1日付けで皮革について次の商工省令を公布した。①「使用制限規則」、②「製品販売価格取締規則」、③「配給統制規則」これにより、皮革原皮の集荷・販売・配給が一元化された。全国の原皮を集荷統制し、各製革工場に販売、配給する権限を国から付与されたのは、東京原皮商業組合、大阪原皮商業組合、北海道では酪連であった。

酪連は道内の原皮統制機関として13年8月から営業を開始した。皮革統制により商売不能となった道内の原皮仲買人は、酪連が道内28カ所の現地処理主任として採用した。道内各地の屠場で処理された原皮を札幌苗穂(14年に新設)の酪連皮革工場に集荷し、軍が買い上げた後に同工場で製革し、残りを民需用として販売した<sup>(3)</sup>。これらの毎月の取り扱い数量は所管の商工省に報告の義務があった。酪連は札幌市から委譲された屠場で処理した材料で軍用缶詰を製造し、第七師団に納入する一方、原皮の集荷・鞣革(牛・馬・豚)と兔毛皮生産についても軍需・民需両面の生産、販売を一手に担い急成長していく。

### 2-2 国策会社北海道興農公社誕生

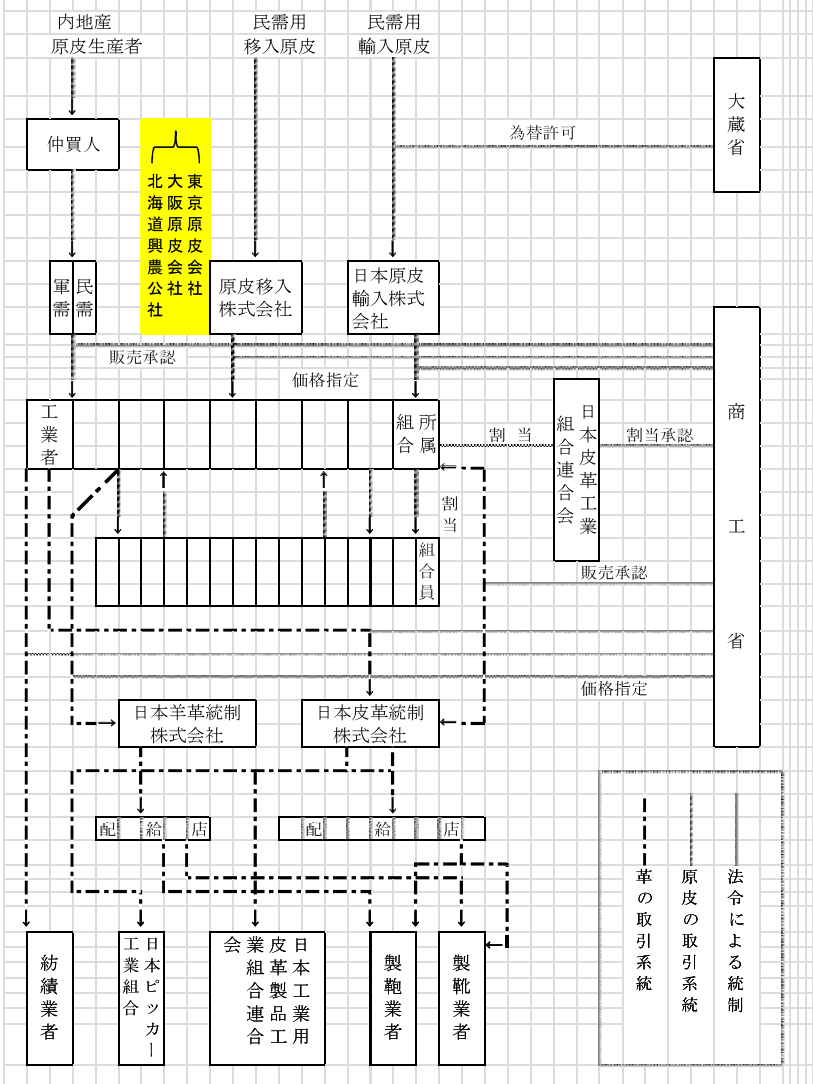
昭和16年4月、酪連を中核にして株式会社北海道興農公社(社長黒澤西蔵)が誕生した。北海道庁(500万円)、北海道拓殖銀行(200万円)、北連(300万円)の三者が出資し公益にもとづく国策会社となり、乱立地帯の製乳工場を整理統合、国家の要請する煉粉乳・バター・カゼイン・乳糖等の主力に力を注ぎ、練乳以外は全国生産量の5割以上を占めるに至る。その後、総資本金が増資されて17年には1,700万円の「名実ともに官民合同の公益的性格を持つ株式会社組織」を確立した。軍需の畜産・毛皮・皮革については、興農公社業務組織の農畜産部が担当することになった<sup>(4)</sup>。

図2-1「皮革の国内統制機関と組織・北海道興農公社の位置づけ<sup>(5)</sup>」によると、昭和16年、【原皮】については、①民需用の外国からの直輸入原皮(牛・水牛・馬・綿羊・山羊)は大蔵省の為替許可を得て日本原皮輸入(株)が輸入する。②商工省管理の民需用の(日本統治の台湾・朝鮮から)移入原皮は原皮移入株式会社が価格指定を受けて行う。③日本内地産の原皮は、生産者から東京原皮会社・大阪原皮会社・北海道興農公社が(仲買人の役目を兼ねて)購入し、民需と軍需に分ける。これらの株式会社に統制機関の権限を付与し、監督官庁の価格指定や販売承認を得て、所属の組合や工業者に卸し、割当に応じて各組合員に販売する。

【皮革】については、監督官庁の商工省から割当承認を得た日本皮革工業連合会が所属組合に卸し、組合員に割り当て卸す(以下省略)。このように、毎月の集荷・生産数と割当数量や価格指定はすべて商工省の指示に従うという徹底した統制機構となった。

図2-1 皮革の国内の統制機関と組織・北海道興農公社の位置づけ

昭和16年(1941)



2-3 戦時 軍用兎と綿羊の増産・拡大

2-3-1 軍用兎の飼育奨励 家兎(か)とは明治初期、愛玩動物として輸入されたが、昭和期にはいり対米輸出毛皮として明確な姿を現した。欧米諸国が野獣の乱獲によって毛皮が高騰し始めると、容易に染色できる特性を持つ日本在来種の白色兎が貴重毛皮の模造品として注目された。日本軍部は防寒被服資材として従来は豪州、インド、中国から兎毛皮(ともひ)や羊毛を輸入していたが、軍需資材の輸入依存は「一旦緩急の国際的孤立に陥った場合を考慮し、平時から国内資源の培養計画を為す必要がある」(6)と、昭和10年頃兎毛皮を重要な軍需資源として国内生産と購買を推進することになった。

養兎を農家の副業として最も適した現金収入の方策であると位置づけ、次の有利な点を挙げた。

- (1) 家兎は飼育が簡易で特殊な技術を要せず、老幼婦女子の手で充分飼育できる。
- (2) 飼料はほとんど自給し得られる。
- (3) 経営に資本がゆかからない。着手が簡単でかつ資本の回収が迅速である。
- (4) 生産物の需要が多く安定している。
- (5) 我が国の風土は優良なる兎毛皮の生産に適する。糞尿は肥料価値が高く金肥の節減になる。

札幌にも昭和9年、私立の北海道家兎研究所(南8条西15丁目 代表東英治)を開設

し、「自家用兎のなめし方と使ひ方」(農学博士・澤山智)などを発行し、道内支庁の副業係に「羊毛の代用品としては兎毛皮をおいて他にない」と北海道・樺太の農家の副業を訴えている(7)。

2-3-2 「急告 兎毛皮奉国！」

昭和12年(1937)9月、北海道空知郡農会が、傘下の農家の実行組合長と組合員に宛てた「急告 兎毛皮奉国」というチラシ(写真2-1)がある。「軍服一着に兎毛皮五十枚がぜひ入用なのです 我等の愛子兄弟同胞たる勇士のために暖かき軍服を供(そなえ)ませう」と書かれている(文中のアンダーラインは原文のまま)。

こらしめ わがくん やつぎばや うさぎのかわ  
 ○膺懲の皇軍の、矢継ぎの勝利に伴ふて、兎毛皮の軍  
 事品としての要求が彌々緊切必須の度を高めました。  
 さむい  
 ○零下三四十度の、寒冽なる戦場に於ける我等 勇士に、暖か  
 き兎毛皮付きの外套等を供(そなえ)することは、身も心も一層勇壯  
 にし明朗にして以て三軍の士気を振はしむることとなるので  
 あります。(略)  
 むつ ね めがくらみ  
 ○然るに、僅かの値ちがいにも眩惑して(本年度は値ちがいの  
 ない計画ではあるが)商人の奪取に一任するが如きは、忠誠  
 たまし わからないこと みかた  
 なる日本人魂の上から、不可解であるばかりでなしに、見様こよりは、非国民呼ばりをも、さげ得ないことではないでせうか。

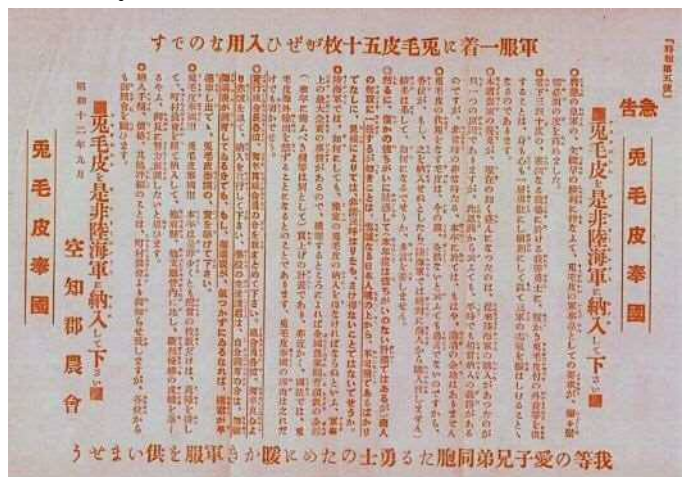


写真2-1 チラシ「急告 兎毛皮奉国」昭和12年9月 北海道立図書館所蔵



○陸海軍では、如何にしても予定の兎毛皮の納入を得なければならぬといふ、軍事上の最大急要の事情があるので、確聞するところによれば、全国農家飼育頭数の全部(来年に備ふべき種等は別として)買上げの計画であり、亦近く、国法では、兎毛皮海外輸出を禁ずることになるとのことであります。兎毛皮奉国の理由は之だけでも明かです。

○実行組合会長各位、なにとぞ其の組合員の分を取りまとめて下さい。組合員各位、何卒衷心より、赤誠を以て、納入を敢行して下さい。学校の生徒諸君は、自分の飼育の分は、勿論ご両親が飼育している分でも、もし、ご両親が、気づかずにいるなれば、諸君が早速申し出て、兎毛皮奉国の実を挙げて下さい。

○兎毛皮奉国!!! 兎毛皮奉国!!! 本年は是非少なくとも配当の枚数だけは、萬障を排して、町村農会を経て納入して、他府県、外支庁管内に比し断然優勝の成績を挙ぐるやふ、お互に努力奮闘したいと思います。

○納入手続、価格、其他詳細のことは、町村農会よりお知らせ致しますが、各位からも御照会を願います。

**西田注■**：チラシの中の「三軍」とは盧溝橋事件をきっかけに日中両軍が衝突、7月11日近衛内閣が「北支事変」と命名し、閣議が兵力増強のため内地から派遣した第五(広島)・第六(熊本)・第一〇(姫路)師団をさしている。

この素早い対応のチラシは、おそらく在郷軍人が盧溝橋事件の直後に作成し、空知農会を通じて配布したものと推測する。「中国では日本軍が勝利したので今後は防寒着が増産される。陸軍のお陰で養兎業が盛んになった。一般仲買人に売ることは非国民と呼ばれても仕方ない。全て軍が買い上げる」と各家の配当兎を飼育すること、一般仲買人には売らないように「非国民」の言葉を使って脅し、軍需用生産に励むよう強要している。また学校児童にも養兎を奨励している。

**2-3-3 酪連、家兎処理事業を展開** 皮革・肉加工事業に関連して国策にこたえ、酪連が力を入れたのが家兎の処理であった。昭和12年10月農林省は、関係官公庁・団体代表を道農会に集め、農林省側から経済厚生課技師が出席し、兎毛皮協議会を開催した。軍部納入兎毛皮について協議した結果、家兎の増殖と指導奨励は道農会が行い、酪連は兎毛皮と肉の加工処理を担当することになった。

酪連は兎肉を12年末に冷蔵品として海軍に納入し、一部を第七師団に収め、軍の特別要請で兎の乾燥肉も製造した。12年度の生産量は3万枚と少量でしかなかったが、13年度からは道庁の「養兎増殖5カ年計画」と「北海道家兎奨励ならびに処理統制方針」により積極的に事業展開した。5カ年計画の最終の5年目には全道農家20万戸の約6割12万1000戸に平均24羽(毛皮用13羽、採毛用11羽)を飼育させるもので、原種は真駒内種畜場から道農会を経て郡農会に払い下げ、郡農会では道庁から技術費や飼育費の補助を受けて飼育し、さらに町村農会を通して農家に実費で配布する仕組みであった。

実績をみると13年に肉は軍部へ搬入し、集荷した兎毛皮は21万8000枚。14年度は26万8000枚、15年度は18万5000枚を取り扱った(8)。ピークは14年度でその後は急下降する。

16年11月になると「兎毛皮等配給統制規則」が施行され、北海道興農公社は日本兎業㈱の創立に参加し、北海道の集荷人に指定を受け一元集荷を確実にした。このとき既存業者からは強い反対が起き、陸海軍当局への陳情や所管の農林省に対し猛烈な反対運動が展開されたが、従前の実績にもとづき特例により日本兎業㈱から興農公社の道内一元化が委託契約された。陸海軍用の兎肉供出も興農公社が実務を代行した(9)。

**2-3-4 軍兎祭** 昭和15年ころに兎関連の新聞記事が急増する。15年9月16日、中秋の名月の日を選び帝国農会は「軍兎祭」を日本全国各地で行った。「事変発生以来暖かい防寒毛皮となり肉となって聖戦に尽くした幾多の軍用兎の霊を慰める」とある。「修祓(しゅうふつ)、献選、招魂祭の儀について農林次官(代理)、道農会会長、陸軍被服支廠札幌出張所長森中佐、札幌地方海軍人事部斎藤中尉ほかの奉奠(ほうてん)があり慰霊祭を終り、被服本廠長より道農会へ感謝状、郡農会より道内市町村、小学校養兎家、軍兎の功労者256人へ表彰状授与。北光小学校児童の「兎のダンス」の余興が披露された」。国益に叶うなら兎の霊も慰める「軍兎祭」のように、国家に捧げた命の犠牲を儀式化することで、一般



写真2-2 軍兎祭「札幌児童も余興で慰霊」

北海タイムス昭和15年9月17日

国民に報国を知らしめる戦争プロパガンダ(宣伝)が増えていく。

「少女ら兎を献納 札幌市北光小学校では『学童養兎報国団』をつくり四年生以上の二百五十名が学校から子兎一頭ずつをもらい受け、自宅で空箱を利用して6か月間育てたあと、学校で酪連の技師による審査を受け、肥育の良い200羽が「酪連を通じて戦地の兵隊さんの外套の襟として献納」された。この兎飼育運動は来年も続けるとあり、昭和19年には学校単位の競争に発展する(『北海タイムス』昭和15年10月17日、『北海道新聞』昭和19年2月19日)。2016年の現在、校庭の隅の兎小屋で兎を飼育する小学校が見受けられるが、もとは戦時下の兎飼育奨励の毛皮献納運動に始まっている。

**2-3-5 軍緬羊の増殖** 防寒着の材料である羊毛は明治期以来、主に豪州からの輸入に依存していたが第一次世界大戦で輸入が途絶えたことから、大正7年(1918)、政府は向こう25年間の「緬羊100万頭増殖計画」をたてた。札幌羊が丘の畜産試験場北海道支場を月寒種羊場として発足、滝川出張所も農商務省滝川種羊場として中核的役割を担う。増殖の方法は、豪州から原種基礎羊の緬羊を毎年1,500頭輸入し種羊場から毎年農家に払い下げを継続して行い、貸付も行う。農家部落に蕃殖施設の設置を奨励する、海外に技術員を派遣する、毎年予算に百万円を計上するという内容であった。

農林省は本道の種牡緬羊を満州・蒙古に輸出する計画を立て、北海道緬羊联合会(事務所は道庁畜産課内)が昭和14年から3年連続350~290頭を東亜緬羊協会、満州国熱河省の鐘紡などに輸出した。また、道庁から貸し付けを受けた種牡緬羊の羊毛は軍需羊毛として供出が義務付けられていた(10)。昭和18年にはアッツ島の日本軍守備隊2600人が「玉砕」、同じくガダルカナルでも壊滅的な打撃を受け、戦局は重大な局面を迎えた。国内では衣料・食糧の配給が困難となり、当然畜産も飼料不足により衰退し始めたが、表2-1にあるように、「緬羊だけが軍需へ強制的に供出したことで増えている。屑毛の利用を通じ、農林省では食糧にも勝る家畜の待遇で緬羊の確保にあたっていた」(11)。屑毛の集荷は、昭和18年5月7日・6月1日の『北海道庁公報』表紙に次のイラストと標語が掲載されている。標語は「家畜毛献毛運動 健馬献毛二つの誇」「家畜毛献毛運動 脱毛を捧げて祈れ兵の幸」および「軍需羊毛 全量供出促進運動 羊毛で祖国を護る兵護れ」とある。



先述した大正7年に開始した25年計画については「農業経営の改善をポイントにおいたものではなく、戦時の羊毛需要を背景とし、軍人、警察官、交通機関従業員等の官給品自給をねらいとし、一方羊毛輸入の途絶などの場合における織物工業への配慮、特に千住製絨所の稼働率を高め、五百万ポンドの日産化をねらいとした」ものであった(12)と、北海道緬羊联合会は戦時の実態を批判している。「昭和20年春に供出した羊毛は、原毛のまま千住製絨廠に保存されていたが陸軍の解散により供出分は農林省を通じて戦後処理機関と折衝のすえ、相当量の還元措置がとられた」(13)という。

千住製絨所(せんじゅせいじゅうしょ)とは、明治12年(1879)東京南千住に警察官、軍人の制服製造のために内務省所管で創設された。その後農商務省や陸軍省への移管変遷を繰り返し昭和15年(1940)に陸軍製絨廠に改称。それまでの所長以下文官制が武官制に改められた(14)。国産羊毛を買い上げる事業でもあった。

**2-3-6 北海道の兎・緬羊・山羊の生産数(昭和10年~20年)** 表2-1の北海道の兎・羊毛・山羊の生産数と興農公社の集荷数との比較をみると、酪連の報告にあるように、兎と兎皮の集荷数は昭和14年26万8000羽をピークに下降

し、昭和20年はピーク時の1割に届かないまでに減少した。北海道庁が12年にたてた5カ年計画は農家12万戸に24羽ずつの割当飼育で年間288万羽の兎毛皮を見込んだ。最盛期14年の48万羽でさえも2割にも満たない大きな計算違いであった。

17年度は大政翼賛会が主体となって陸軍・海軍・農林・文部各省と帝国農会の協力により全国的な家兎大增産運動を展開し農家はもちろん学校・家庭にも飼育を奨励したが収入の少ない養兎はなおざりにされて家庭労働力も減少し「頼みの学童飼育でさえ労力を緊急方面に動員された」ため全国的に運動の成果が上がらなかった。17年度の兎毛皮は14万8600枚で3000枚の増産にとどまった。18年度は道庁・農業会・興農公社の3者が一体となって飼育と供出を勧奨したところ、家兎の公定価格が3割引き上げられ、さらに北海道の特殊事情により公定価格よりも百匁につき2銭の歩合を付けたが自家用屠殺が増えて集荷数は13万9700枚と前年よりも8900枚の減少となった<sup>(15)</sup>。配給制に頼る食糧難が続くと、自宅で飼っている兎は良質のたんぱく源として、家族の胃袋を満たしてくれる存在となった結果である。19年の全道生産が20万羽あっても、興農公社が兎肉を集荷できなかったということを現している。航空服用の毛皮に兎が入手できなくなった北海道庁と興農公社、大政翼賛会の運動が非常時対策として次に着目したのが、飼い犬飼い猫の毛皮供出献納運動であった。

表2-1 北海道の兎・羊毛・山羊の生産数 と興農公社の集荷数との比較

年次 (年)	兎 (羽)		兎皮(枚)		緬羊 (頭)	山羊(頭)
	全道 生産量	興農公社 集荷肉畜用	全道 生産量	興農公社集荷 生皮+感皮		
昭和10	32, 361	—	97, 523	—	9, 205	516
昭和12	320, 069	2, 300	145, 184	30, 131	11, 208	925
昭和14	487, 402	17, 400	218, 915	268, 442	15, 625	1, 817
昭和15	333, 772	52, 650	187, 386	185, 351	18, 118	3, 044
昭和17	254, 575	不明	101, 652	148, 620	23, 672	5, 126
昭和18	265, 082	不明	97, 307	139, 745	34, 498	7, 875
昭和19	223, 601	不明	79, 113	103, 156	42, 902	9, 416
昭和20	142, 041	不明	48, 768	23, 136	48, 102	9, 079

出典：全道数は『北海道庁統計書』『北海道統計書』、兎の肉畜用・皮は『雪印乳業史 第一巻』(1960)より作成。

注) 「—」は酪連・興農公社が集荷をおこなっていない時期。山羊は昭和10年の516頭が飛躍的に増産されて昭和20年には20倍近い9,000頭を超えたが、大半が毛皮よりも飲用乳であった。北海道興農公社の軍需用皮革の集荷対象に山羊皮は入っておらず、集荷されていない。

—注—

- (1) (3) (4) (8) (9) (15) 雪印乳業編纂委員会『雪印乳業史 第一巻』(1960)。
- (2) 通商産業省『商工省三十五年小史』(1960)。
- (5) 「皮革」、アジア歴史資料センターC13120727200、重要物資の配給統制 昭和16年8月現在 (防衛省防衛研究所)。
- (6) 大村佐和美(農林省副業課)『最新副業 毛皮動物の養殖』農林書房、1939年。
- (7) 北海道家兎研究所「自家用兎のなめし方と使ひ方」(農学博士・澤山智) 1934。
- (10) (11) (12) (13) 北海道緬羊協会編集『北海道緬羊史』1979。
- (14) 原剛・安岡昭男編『日本陸海軍事典』新人物往来社、1997。

### 第3章 犬、猫の毛皮供出献納運動の開始

#### 3-1 軍需省の設置と決戦下の軍需品調達

昭和18年(1943)後半に入ると戦局の悪化が道民の眼にも見えてきた。2月のガダルカナル島の日本軍撤退に続き5月29日、占領したアリューシャン列島のアッツ島を守備していた北海支隊2,600人と上陸してきたアメリカ海兵隊との間で熾烈な戦闘が繰り広げられ、日本軍は最後の突撃をおこない全滅した。大本営が「玉砕」と美化した戦死者の多くを北海道出身者が占めていた。3カ月後の9月28日に札幌市内中学生の葬列によって骨箱が中島公園の慰霊祭会場に運ばれ、遺族らが会したのち護国神社で慰霊祭が行われた(写真3-1)。翌19年はマリアナ諸島の失陥とマリアナ沖海戦の敗北により「絶対国防圏」が崩壊し、アメリカ軍による日本本土への空襲が現実化してくる。

そのような状況に、軍部は航空機の大増産に賭けて、航空機を中心とした軍需再編成に乗り出した。昭和18年11月、物資総動員計画を立案していた企画院を廃止し軍需省を設置、商工省も廃止された。昭和20年8月15日の敗戦までの約2年間、軍需生産行政が全てといえるほどの総動員が、物質のみにとどまらず、動物に対しても行われ始めた。

### 3-2 犬、猫の毛皮供出献納運動の開始

**3-2-1 犬、猫の毛皮供出献納運動の推移** 政府が航空機の大量生産を企画すれば、併せて航空兵(パイロット)の防寒帽や航空服用に兎の毛皮を大量に必要とした。そこで昭和18年、軍用兎毛皮が全国的に不足すると、野犬や畜犬(飼犬)の毛皮が注目された。ところが犬猫の毛皮については、すでに昭和15年、帝国議会の予算委員会で質疑が行われていた。ここでは、犬、猫の毛皮供出献納運動の推移を時系列で記述する。

**3-2-2 昭和15年(1940)2月13日** 北吟吉衆議院議員が第七十五回帝国議会衆議院予算委員会の質問で、第一次世界大戦時に独逸が行った例を挙げ、「軍用犬以外の犬猫は全部殺してしまふ、さうすれば皮は出る、飼料はうんと助かります。」と犬猫不要論を唱えた。それに対して畑俊六陸軍大臣が、「犬を全部殺して愛犬家の楽しみを奪ったが善いか悪いかと云ふことに尽きましては、尚ほ折角研究を致したい」と答を回避した。北議員は「犬は豚や鶏と違い、唯物を食って大して益する所がない。皮が不足しているので犬猫を撲殺することに陸軍が努力してはどうか、非常時であるから統制を強化しなければならぬ。軍用犬以外の犬猫は全部殺してしまへば皮は出る、飼料はうんと助かります。農林大臣には犬猫の数及び一年の飼育に要する分量等御聴きたい。独逸では現にあった」という持論を展開した。この北の論調は、奇しくも3年後に札幌で実現することになった。

この七十五回帝国議会の2月には、民政党の斎藤隆夫議員が、日中戦争の目的や国民精神総動員運動など政府と軍部の政策を批判したことから、陸軍は「聖戦を冒瀆するもの」として、斎藤の処分を要求し、議長は職権で議事録から演説の後半を削除するできごとがあった。この2月13日の予算委員会でも斎藤議員は批判的になる。この後、政党解消がすすみ翼賛体制が成立する時期であった(出典:「第七十五回帝国議会衆議院予算委員会会議録(速記)第九回」)。

**3-2-3 昭和18年4月3日** 軍用兎の減少につき、全国でも最初の畜犬の毛皮献納運動は、昭和18年4月3日大政翼賛会札幌市支部の発案で行われた。北海道新聞は次のように報道した。

●『北海道新聞』昭和18年4月2日「毛皮報国 ワン公も滅私奉公」

街頭を横行する野犬を大東亜戦を勝ち抜くための毛皮報国のために御役にたてる妙案が札幌市翼賛会支部で実施されることになった。

畜犬毛皮の献納運動は翼賛、青年団員の勤労奉仕によることとして準備中であったが、野犬の捕獲は、狂犬病を有するものがあって、相当危険なので警察当局と打合わせの結果、畜犬に限り連合公区長及公区長を煩はして、飼い主から献納申し込み徴収し、四月六日まで市役所公区係に提出させることになった。その方法は、次の通りで、札幌支部では野犬報国運動の徹底を期してある。

一、各公区で献納が十頭以上あるときは申込書と同時にその公区の一定の場所に集め、引渡し月日を市公区係に通知すること。

(ただし四月十日までを献納期間とす)十頭未満の場合は、献納主より直接豊平毛皮工場に引付けのこと。

二、興農公社の買取代金は、大政翼賛会札幌支部(公区係)を経て国防献金として同時に支部に報告すること。

野犬は狂犬病の恐れがあるので警察署と打ち合わせること、畜犬(飼犬)は連合公区長や公区長が飼い主から献納申込書を受け取り、4月6日までに札幌市の公区係の職員まで提出する。犬が10頭未満の時は直接豊平毛皮工場へ連れて行くこと。興農公社の買い取り料金は大政翼賛会から国防献金にまわすことが実施要領となっている。この実施要領は翌年の北海道の献納運動の実施要綱に活用されることになる。

**3-2-4 昭和19年2月1日** 北海道庁より「野畜犬毛皮献納運動要綱」が作成され、道内の各支庁長と市町村長あてに通牒された。運動主体は、大政翼賛会北海道支部、北海道庁、北海道青少年団、北海道興農公社、大政翼賛会札幌支部。趣旨は、野畜犬によって重要な軍需資材の軍用兎が殺され被害に遭っているので、掃蕩・駆除し兎の増産を図りたい、というもの。次は『北海道庁公報』昭和19年2月1日発行(火曜日)第3305号による告示内容。

「野畜犬毛皮献納運動実施ニ関スル件」

「標記ノ件ニ関シ一月十二日申農第七〇一号 北海道庁経済部長、警察部長名ヲ以テ通牒相成候処

最近野畜犬ニ依ル軍用兎ノ被害相当多数ニ有之現状ニ鑑ミ本年モ昨年ニ準ジ左記運動要綱ニ基キ実施方特段ノ配意相成度」

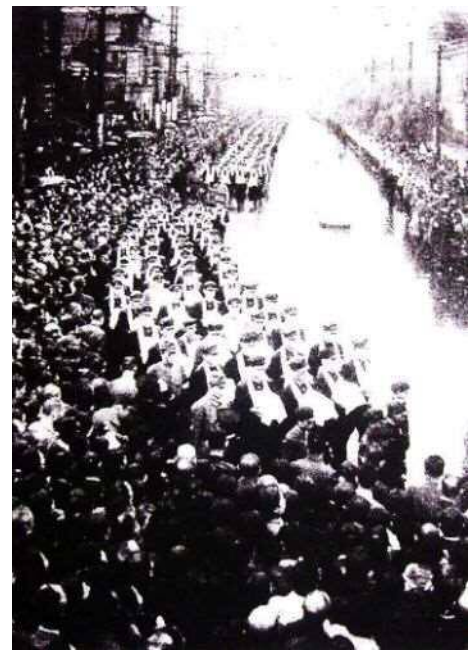


写真3-1 札幌市内男子中学生のアツツ島犠牲者の葬列

(昭和18年9月28日 国立国会図書館所蔵)

### 野畜犬毛皮献納運動要綱

一、趣旨 兎毛皮ハ酷寒地第一線ノ将兵並ニ航空将兵ノ衣料トシテ眞ニ欠クベカラザル重要ナル軍需資材ナリ 然ルニ戦近軍用兎ノ増殖ノ図ルモ野畜犬ノ被害ニ依リ飼育頭数激減スルノ状勢アリ。決戦下寢(まこと)ニ寒心耐ヘザルモノアルニ鑑ミ本運動ヲ実施シ軍用兎ノ増産ヲ計ルト共ニ野畜犬毛皮ヲ献納シ軍用兎毛皮ノ不足ヲ補フヲ目途トス

二、運動主体 大政翼賛会北海道支部 北海道庁 北海道青少年団北海道興農公社

三、運動方法 各市町村ニ於テハ常会、回覧板、壁新聞等ニ依リ本運動ノ趣旨徹底ヲ図ルト共ニ一面翼壯年、青年団ハ畜犬飼育者ニ協力力ヲ要望シ又国民学校ト連絡シ児童ヲ通ジ本運動ノ家庭ヘノ周知徹底ヲ期スル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

### 四、実行方法

(一) 市町村ニ於テハ供出又ハ捕獲セラレタル野畜犬ガ十頭以上ニナリタル場合ニ限り北海道興農公社ヨリ現地ニ係員ヲ派遣シ生体ノ儘引

取ヲ為スヲ以テ極力多数ノ犬ヲ集ムルコトニ努力サレタキコト

(二) 支庁支部ニ於テハ管内各町村ノ実施日程ヲ取纏メ決定ノ上捕獲予想頭数ヲ付シ二月十日迄ニ道支部ニ報告ノコト。道支部ハ北海道

興農公社ニ対シ本日日程ヲ通知シ之ニ依リ巡回実施スルモノトス尚日程ハ処理(後始末)ノ関係モ有り一町村ニ二日間ヲ要スルコト

(三) 町村ニ於テハ当日ハ処理ニ適当ナル場所(成ルベク人目ニ触レザル処)ヲ選定シ置カレタキコト

(四) 町村ハ毛皮ヲ転送ニ要スル蓆縄等ヲ準備シ置カレタキコト尚之等ノ所要経費ハ興農公社ニ負担スルモノナルコト

(五) 実施ニ当タリテハ予メ警察ト打合ノ上取進ムルコト 以上。

3-2-5 昭和19年2月2日~2月15日 北海道庁は、『北海道庁公報』第3306号の表紙に「野畜犬 進んで奉公 さあ！ 今だ！」の標語とイラスト掲載し2月2日から15日までを運動期間とし公報する。

3-2-6 昭和19年5月26日 北海地方行政協議会(18年7月1日設置、会長は坂千秋北海道庁長官)の席上、在室蘭海軍主席監督官から犬の毛とともに猫の毛も航空要員の防寒服にしよう『犬猫毛皮買ひ上げの件』が提案され、決定。犬は十円、猫は五円の公定価格が決定される。全国のなかでも猫の供出は北海道のみであった。北海道新聞は次のように報道した。

### ●昭和19年5月27日 『北海道新聞』(写真3-2)

犬猫の皮も軍用に買上げ 犬は十円、猫は五円の公定価

二十六日道会議事堂で開かれた北海道地方行政協議会に、在室蘭海軍主席監督官から『犬猫毛皮買ひ上げの件』が提案されたが、犬の毛とともに猫の毛も航空要員の防寒服にしよう、この協議会に華々しくとりあげられたもので、その集荷の方法や製皮関係も考へて犬猫皮回収策を決定した。

集荷方法としては、市町村長が管内の畜犬、畜猫の率先供出を求めるほか、野良犬や、野良猫までもかり集めて、剥皮し、それを興農公社の各皮革工場でなめして立派な製皮として軍に納入することになってゐるが、興農公社では剥皮のままの猫の皮一匹約五円、犬の皮はその皮質や大小に応じて十円前後で買ひ上げる。剥皮されたものは、なめし料とか生皮のときに使ふ防腐用の薬代などを含んだ値段が軍納価格となつてゐるが、これによつて犬猫の皮にも公定価格が付されたわけだ。それはともかく、この犬猫毛皮の軍用実材化は、軍用兎毛の不足を補う海軍当局の非常手段である。

犬猫もただならぬといわれた不仲も、戦争必勝には見事に解消し、空の武器として仲良く出陣することになったもの。

なほ、屠殺の時期は冬が一番であつて、すでに時期遅れの感があるが、全道的に約二万頭の犬猫が動員される予定であり、今冬のいはゆる屠殺時期には道権民の協力で、相当数の供出が期待されているが、当局は、犬猫の献納運動も進める方針である。

3-2-7 昭和19年11月10日 北海道新聞が、「昨年の献犬運動では130頭の野良犬の毛皮を集めた。今年は猫も供出しよう」と呼びかけ、北方の前戦で戦う兵隊さんに防寒服を贈ろうと北海道の地域性をだしている。

犬による被害は、養兎の場合は3万5000頭、鶏3万1000羽、緬羊640頭もあると、犬がいかに害を与えているかを強調する論調で、駆除の対象になる理由を正当化するような記事となっている。すでに全道の世帯の猫、犬の全



写真3-2 『北海道庁公報』第3306号



写真3-3 犬猫の皮も軍用に買ひ上げ 犬は十円、猫は五円の公定価格 (北海道新聞昭和19年5月27日)

数調査が終わって、近く北海道庁から、割当頭数が知らされることを予告している。

●北海道新聞 昭和19年11月10日 兵隊さんの温い防寒服へ 犬や猫を全道から供出しよう

北の前線に戦ふ兵隊さんの防寒服用として 道庁では昨年初めて献犬運動を起し、翼賛会や興農公社の協力を得て 全道から百三十頭の野良犬の毛皮を集め供出したが 今年には陸海軍の要望もあり大々的な献犬献猫運動を展開、温かい防寒被服を沢山送らうと意気込んでゐる、道庁北方農業課の皮算用では 道内の野畜犬は十五万頭、そのうち二割が軍用犬、番犬、運搬犬で、他はすべて主なき野良犬または飼主は居ても食餌を与へぬ野良犬同様のものばかりといふ、しかも犬による家畜被害は昭和十七年の調査によれば 一年間に兎三万五千頭、鶏三万一千羽、緬羊六百四十頭で、兎は総飼育数の十五%に達してをり、兎の飼育者から「兎の毛皮を増産するなら犬を退治してほしい」との悲鳴さへあがってゐる本道第一の軍用兎飼育地である上湧別村が野犬の徹底的撲滅はもちろん畜犬の全廃によって犬害の恐れなく、全村一体の養兎報国に邁進してゐる例のみならず 戦争にはつきものといはれる狂犬病を未然に防ぐ上からも野犬狩り、畜犬の取締りを一段と強化しなければならぬわけだ

猫は家鼠の駆除にも必要とあつてその一部を供出させる方針でこれら供出犬猫の処置は一切興農公社が引受けるが供出は犬猫とも毛の密生した十一月から春三月までがよく、割当ては近く市町村から通牒されるはず。

**3-2-8 昭和19年11月15日 軍需省化学局長、厚生省衛生局長の連名で、各地方庁長官宛てに十五日付け通牒を發した。具体的な通牒名は新聞記事に書かれていない〔朝日新聞(北海道版)、毎日新聞(東京版)、毎日新聞(北海道版) 各1月17日付〕。**

●昭和19年12月17日 朝日新聞(北海道版)「畜犬の献納運動 各地で買上も行う」

軍需毛皮革の増産確保、狂犬病の根絶、空襲時の危害除去をはかるため全国的に野犬の掃蕩畜犬の供出の徹底を期することになり、軍需省化学局長、厚生省衛生局長の連名で、各地方庁長官宛て十五日付け通牒を發した。軍用犬、警察犬、天然記念物の指定をうけたもの、および猟犬(登録したものに限り)を除く一切の畜犬は、あげて献納もしくは供出させることとし、二十日から明年三月末日まで畜犬献納運動を断続的に実施させる。

献納、供出についてはあらかじめ、町会、隣組常会を通じて趣旨の徹底を図り、日時と場所を指定して献納の受け入れ、供出の買上をおこなうが、買上価格は一頭につき犬が三円、小は一円見当とする。なお、軍用犬、猟犬、警察犬などは一斉検診を行い、狂犬病の疑いがあるものは強制的に供出させる。畜犬係留期間中(各都道府県で公示)放置してある犬は全て野犬とみなして捕獲されるから注意が肝要。

●昭和19年12月17日 毎日新聞(東京版)「犬 すべて供出と献納 皮革は重要な軍用資源に」

高高度の上空で敵機と闘うとともに極寒とも闘わねばならぬ航空乗員用の航空帽、飛行服の資材、航空機の発動機覆い、または北辺の護りにつく将兵の防寒用具として重要な皮革資源である犬毛皮革を確保するために軍需省では来る二十日から明年三月末日まで畜犬の買上と供出運動を全国に展開することとなった。これはこの目的のほかには狂犬病の根絶、空襲時の咬傷予防および食糧事情緩和のため一般の愛国心に訴えて軍犬、登録猟犬警察犬および天然記念物の指定をうけた畜犬を除く一切の犬を献納、もしくは供出するものである。

供出の値段はイヌは三円、小は一円程度、あらかじめ、町会、隣組常会を通じて日時、場所を指定して受け付ける。この期間中に地方別で畜犬係留期間が指定されるから放置してあるものはすべて野犬とみなし捕獲するから注意を要する。

●昭和19年12月17日 毎日新聞(北海道版)「犬の毛皮を 荒鷲へ 二十日から買上、供出運動」

記事は上記の毎日新聞東京版と同文のため省略。見出しの実施日は北海道向けとなっている。

**3-2-9 昭和19年12月15日 論文末【資料2】に全道市町村ごとの畜犬、畜猫の頭数と割当数を復刻、掲載してあるので参照されたい。**

北海道庁経済第一部長・内政部長・警察部長から、各支庁長・各市町村長・各警察署長宛てに「軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件」が通牒された。これにより、全道市町村に対して畜犬に加えて飼ひ猫の供出とその割当て頭数が決定し、実施に移された。供出期間は20年4月末日まで。全国では軍犬、登録猟犬警察犬および天然記念物の指定をうけた畜犬を除くとされたが、北海道では軍用犬、軍用候補犬、猟犬、輓曳犬を除くとあり、冬季の荷物運搬をする犬ぞりの「輓曳犬」が挙げられているところに地域性がある。

1) 全道の頭数と割当をみると、野畜犬は全道現在総計頭数3万7074頭、割当2万2664頭、割当比率80.0パーセント。猫は全道現在総計頭数15万2955匹、割当7万6985匹、割当比率50.3パーセント。北海道庁では、「道内の野畜犬は15万頭、そのうち2割が軍用犬、番犬、運搬犬で、他はすべて主なき野良犬または飼主は居ても食餌を与へぬ野良犬同様のものばかりといふ」(北海道新聞 昭和19年11月10日)。2割を除いても12万頭が現在数と計算していたところ、全数調査の結果、犬は3万7074頭と桁外れに少ない。計算違いなのか、道民がわざと届け出なかったために合計数が見込みよりも少ない可能性もある。

2) 札幌市の場合は、野畜犬現在頭数1,769頭(うち供出割当1,147頭)、割当比率65パーセント。飼猫現在数8,913匹(うち供出割当4,455匹)、割当比率50パーセント。この結果、興農公社が集荷した頭数は第4章に記述する。

### 3-2-10 昭和20年5月11日『鳥取県公報』第1624号

軍需省化学局長・厚生省衛生局長の連名による「犬原皮増産確保並狂犬病根絶対策」およびその「要綱」の通牒を受けた鳥取県知事が、県下で実施することを県民に告示。

『鳥取県公報』第千六百二十四号 昭和二十年五月十一日 鳥取県告示第百八十四号  
軍需省厚生省通牒 犬原皮増産確保並狂犬病根絶対策要綱ニ基キ、畜犬ノ献納受入及供出大買上  
並野犬ノ掃蕩ヲ左記日時場所ニ於テ之ヲ施行ス  
献納及供出ヲ行ハザル軍犬獵犬(登録シタル所ニ限ル)並天然記念物指定ノ日本犬飼育者ハ各其  
ノ当日所定ノ場所ニ携伴検査ヲ受クルベシ 昭和二十年五月十一日 鳥取県知事 高橋庸彌  
供出場所は、13日～15日鳥取警察署(管内一円)、15日岩井警察署(同)、16日若  
桜警察署(同)、倉吉、米子、境港など県内12カ所の警察署に5月13日～30日の日  
程で供出を実施することが告示された。その結果、県下1,800匹の畜犬・野犬のう  
ち656頭が献納されたことが『日本海新聞』に記載されている(詳細は第4章に記述)。

### 3-2-11 昭和20年2月

受領證 畜猫 壹匹 右軍需用毛皮供出シテ正ニ受領候也  
昭和二十年二月二十二日 札幌市長 三澤寛一 市長押印  
納者 牧 スミ 殿

このような記載の猫一匹受領證が福岡県鞍手郡小竹町にある兵士庶民の戦争資料館に長年展示されていた。所蔵者の同戦争資料館の武富智子氏から、この度札幌市公文書館に寄贈いただいた。もともと夫の故登己男氏が求めてきたもので、史料の来歴は今とはなっていない。

私は、猫を供出したという牧スミさんを訪ねるため、7年前から古い電話帳を頼りに札幌市内の牧さん20名軒に電話してみたが、該当のスミさんにも関係者も探し当てることはできなかった。札幌市公文書館の史料も探してみたが、この受領證の雛形も見つかっていない。

### 3-3 考察

1)『鳥取県公報』第1624号により次のことが判明した。

上記の各新聞記事により、軍需省化学局長と厚生省局長から連名で、19年11月15日付けの通牒が全国都道府県知事宛てに発せられたことは確認できたが、通牒自体が国立公文書館およびアジア歴史資料センター公開資料のなかにも見出せなかったところ、『鳥取県公報』により、公式名称が「犬原皮増産確保並狂犬病根絶対策」であり、方法は「狂犬病根絶対策要綱」に基づいて実施された。全国展開を実証した公文書資料である。

2) 通牒の構想基盤としては、当時実行された国家総動員法に基づく次の法律で納得させるものであった。

軍需資材の供給を確保するため、不要不急の金属類を根こそぎ動員するための昭和16年9月の金属回収令、および18年8月の同令改正に倣い運用したのではないだろうか。狂犬病予防対策の実施要綱に基づく方法により、都道府県各市町村の衛生部・衛生係の獣医、野犬捕獲者が実施担当者となった。あるいは衛生警察の軍医・獣医を擁する道府県警察部が危険作業や警備や整理作業などを担当した。

3) 通牒が軍需省化学局長と厚生省局長の連名によるもので、閣議決定や国会に提示されたものではないまま通達されたのはなぜであろうか。

軍需省に組織編成されて以降の機構図をみると、前身の商工省時代の皮革・化成行政は化学局(長)が担当している。また、厚生省の衛生局(長)とも連携した。昭和19年末から20年にかけては「かくて昭和20年にはいり、3月には軍事特別法を6月には戦事緊急措置法を発動し、議会を通さぬ広汎な命令権限を掌握して本土決戦に備えたが(略)」と『商工省三十五年小史』にある。本通牒も緊急のためと剥皮の腐敗防止という特徴から、冬季のうちにと議会を通さない局長連名で発動したのではないだろうか。これらの検証は今後の課題としたい。

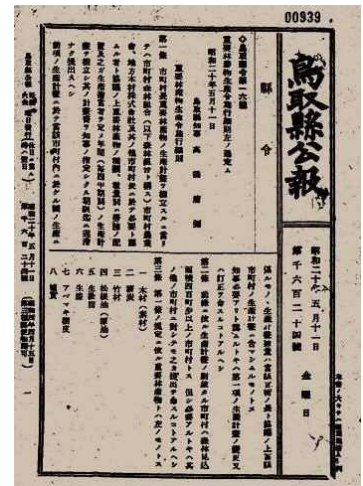


写真3-4 『鳥取県公報』第1624号「犬原皮増産確保並狂犬病根絶対策」を告示(昭和20年5月11日 鳥取県立文書館所蔵)



写真3-5 三澤寛一札幌市長の押印がある「畜猫一匹受領證」(昭和20年2月22日(複写) 札幌市公文書館蔵)